

熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業交付要綱

熊本県商工会連合会 会長 笠 愛一郎

(通則)

第1条 熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県商工労働補助金等交付要項、熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金交付要領その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に主たる事業所があり、かつ、次の各号の要件をすべて満たす中小企業基本法第2条第1項の規定に定める中小企業者とする。

(1) 生産性向上等に取り組む事業者

令和6年（2024年）5月23日以降に、別表に示す国及び県（以下「国等」という。）の補助金の採択を受け、かつ、交付の確定を受けた事業者

(2) 従業員の賃上げに取り組む事業者

令和6年度の最低賃金の改定（改正答申を含む）に伴い、全従業員の賃金を、改定後の最低賃金額（952円）を超える額に引き上げた者及び既に全従業員の賃金が最低賃金を超えている事業者の場合、春闘や最低賃金の改正（改正答申を含む）の結果を参考に、賃金の引き上げを実施した者

なお、「従業員」とは、以下の者を除く

- ・役員
- ・個人事業主本人および同居の親族従業員
- ・交付申請時点で産休・育休・介護休業・休職中の者
- ・最低賃金法第7条により、最低賃金の減額の特例が適用される労働者

(3) パートナースhip構築宣言を行い、中小企業庁が依頼する団体が運営するポータルサイトへ掲載された者

(補助対象経費・補助金額及び補助率等)

第3条 補助金の補助対象経費及び補助金額については、次のとおりとし、補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。

(1) 補助対象経費

国等の補助金に係る交付確定を受けた事業に係る国等の補助金の補助対象経費

(2) 補助金額

第1号の補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第1号様式（以下「申請書」という。）に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定等)

第5条 会長は、前条に定める申請書及び添付書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めた場合は、本補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、その金額を支払うものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定通知及び交付額の確定通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(不交付の決定)

第6条 会長は、前条第1項の内容審査を行い、第2条に定める要件に該当しないと認めた場合は、補助金の不交付決定を行い、その通知は別記第3号様式により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告は、第4条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(請求)

第8条 規則第16条に規定する請求は、第4条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行う。

(申請内容等の変更、取消し等)

第9条 補助事業者は、国等の補助金に係る事業の中止又は廃止の申し出又は承認を受けた場合又は偽りその他不正の手段等により交付決定を受け取り消し等の措置を受けた場合には、別記第4号様式に添付書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、補助事業者が、偽りその他不正の手段等により国等の補助金について交付決定の取消し等の措置を受けた場合は、本補助金の交付決定の取り消し又は変更を行う。

3 前項の規定による補助金の再交付決定及び再確定通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(補助金の返還)

第10条 補助事業者が、前条に該当する場合には、会長は、補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

この要綱は、令和7年（2025年）4月21日から施行する。

別表

補助金名	枠名		県補助率	
		コース名	補助率	補助上限額(円)
小規模事業者持続化補助金	通常枠		7/30	175,000
		インボイス特例		350,000
	特別枠		7/30	700,000
		賃上げ枠のうち赤字事業者（インボイス特例なし）	3/20	400,000
		インボイス特例	7/30	875,000
		賃上げ枠のうち赤字事業者（インボイス特例あり）	3/20	500,000
小規模事業者持続化補助金 (第17回～)	一般型 通常枠		7/30	175,000
		インボイス特例	7/30	350,000
		賃金引上げ特例	7/30	700,000
		通常枠、インボイス特例、賃金引上げ特例のうち赤字事業者	3/20	400,000
	一般型 災害支援枠		7/30	700,000
	創業型		7/30	700,000
		インボイス特例	7/30	875,000
ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金	省力化（オーダーメイド）枠		2/5	2,000,000
		小規模・再生・補助率引上げ特例	7/30	2,000,000
	製品・サービス高付加価値化枠		2/5	2,000,000
		小規模・再生・補助率引上げ特例	7/30	2,000,000
		新型コロナ回復加速特例	7/30	2,000,000
		成長分野進出類型（DX・GX）	7/30	2,000,000
	グローバル枠		2/5	2,000,000
		小規模・補助率引上げ特例	7/30	2,000,000
I T 導入補助金	通常枠		2/5	2,000,000
		地域別最低賃金近傍の事業者	7/30	1,575,000
	インボイス枠		7/30	1,225,000
		50万円以内	3/20	100,000
		50万円以内（小規模事業者）	1/10	62,500
		PC・レジ等	2/5	160,000
		電子取引類型	7/30	1,225,000
中小企業省力化投資補助金	カタログ注文型		2/5	2,000,000
	一般型		2/5	2,000,000
		小規模・再生・最低賃金引上げ特例	7/30	2,000,000
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠（創業支援類型・経営者交代類型・M&A類型）		2/5	2,000,000
		補助率に関する補助対象者の要件該当者	7/30	2,000,000
事業再構築補助金	成長分野進出枠（通常類型）		2/5	2,000,000
		大規模賃上げ	7/30	2,000,000
	成長分野進出枠（GX進出類型）		2/5	2,000,000
		大規模賃上げ	7/30	2,000,000
	コロナ回復加速化枠（通常類型）		7/30	2,000,000
		従業員51人以上の場合	3/20	2,000,000
	コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）		3/20	2,000,000
		債務の借り換えを行っていない場合	7/30	2,000,000
事業承継・M&A補助金	事業承継促進枠		2/5	2,000,000
		小規模事業者	7/30	2,000,000
中小企業新事業進出補助金			2/5	2,000,000
くまもと型補助金			7/30	700,000
後継ぎ応援事業補助金			7/30	350,000

※国又は県の補助事業における対象経費について、国又は県の補助率と本補助金による補助率を合わせて9/10、補助上限額を200万円とする。ただし、国又は県の補助金等に補助上限額が設定されている場合は、その上限額までの対象経費を基に算出する。